

高松市奨学金返還支援事業

令和6年度募集要項(令和7年4月就職者用)



－目次－

1 趣旨	P.2
2 補助額	〃
3 対象となる奨学金	〃
4 対象となる中小企業	〃
5 補助金交付までの流れ	P.3
6 事前申込の手続きについて	P.3～7
7 補助金交付申請の手続きについて	P.8～12
8 補助金の請求について	P.13
9 補助金の返還について	P.14～16
10 提出・お問合せ先	P.17

令和6年4月

高松市政策局政策課 地域活力推進室

1 趣旨

大学等を卒業後、令和7年度以降に高松市内の中小企業等に就職する方が在学中に借り入れた奨学金の返還額の一部について、予算の範囲内で「高松市奨学金返還支援事業補助金」を交付します。

2 補助額

最大60万円（年間20万円×3年間）

大学等の在学中に貸与を受けた奨学金の返還金額の総額に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）。

その額が60万円を超える場合にあっては、**上限60万円**。

補助金の額が20万円を超える場合は、超える額について次年度に繰り越すものとし、その後も同様（**最長3年間**）。

3 対象となる奨学金

（独）日本学生支援機構第一種・第二種

4 対象となる中小企業

中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業で、高松市内に主たる事務所又は事業所を有するもの。業種により従業員数や資本金等の規模が異なりますので、**企業のホームページの会社概要**や**下記の表**を参考にしてください。（中小企業庁HP内FAQ「中小企業の定義について」より

業種	いずれかに該当	
	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の総額
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
製造業、建設業、運輸業、その他	300人以下	3億円以下

対象とならない法人等

- ・ 社会福祉法人
- ・ 医療法人※1
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 一般社団・財団法人
- ・ 学校法人
- ・ 農事組合法人
- ・ 農業法人※2
- ・ 組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）
- ・ 有限責任事業組合（LLP）

※1 個人開業医の医者は対象企業に該当

※2 農業法人のうち、会社法の会社、有限会社、個人農家は対象企業に該当

5 補助金交付までの流れ

年度	月	手続き等
令和6年度 (2024)		就職活動
	5月	第1期事前申込(先着、オンライン申請のみ)
	10月	内定解禁日
		補助予定者の決定(第1期事前申込者) 第2期事前申込(定員を超える場合は抽選)
	11月	補助予定者の決定(第2期事前申込者)
	3月	大学等を卒業・修了
令和7年度 (2025)	4月	高松市内の中小企業に就職(1年目)
	10月	奨学金の返還開始
		補助金交付申請
	11月	補助金の交付決定
		補助金の請求
	補助金の受け取り	
令和8年度 (2026)		就職2年目
	10月	交付対象者現況届(令和12年度まで、毎年必要)

※

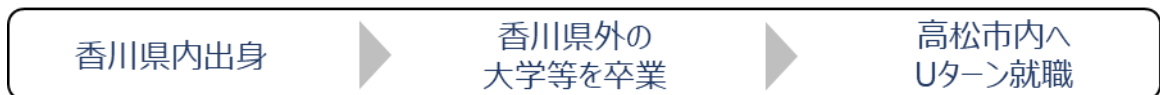
※補助金交付申請及び補助金の請求は、補助金の額が20万円を超える場合は令和8年度まで、40万円を超える場合は令和9年度まで必要。

6 事前申込の手続きについて

対象者 次に掲げる**全ての要件に該当する者**であること。

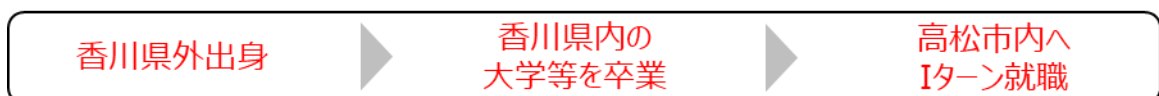
- (1) 令和7年度の末日において**30歳未満**であること。
- (2) 大学等在学中に**(独)日本学生支援機構第一種・第二種奨学金**の貸与を受けた者であること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。

ア



高等学校等を卒業した日において香川県内に住所を有していた者(香川県外の学生寮等に居住していた者であって、その保護者が香川県内に住所を有していたものを含む。)で、香川県外に所在する大学等を卒業し、又は修了した者

イ



高等学校等を卒業した日において香川県外に住所を有していた者(香川県内の学生寮等に居住していた者であって、その保護者が香川県外に住所を有していたものを含む。)で、香川県内に所在する大学等を卒業し、又は修了した者

(4) 高松市内の中小企業における**正規雇用者**であること（**事前申込の日以前に正規雇用者として雇用されたことがある者は除く。**）。

ただし、以下に掲げるものを除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当するもの

イ その他市長が適当でないと認めるもの

(5) 本市に住所を有し、就職した日から起算して**5年以上、本市に居住する予定**であること。

第1期募集

申請期間 **令和6年5月15日**～受付開始

定員 **40名（先着）** 申請者数が定員に達した場合、受付は終了

申請方法 高松市移住ナビから**オンライン申請のみ**の受付となります。

移住ナビ <https://www.takamatsu-iju.jp/news/entry-381.html>



申請書類

次の各号に掲げる書類を添付し、申請してください。（添付書類は写真データ等を添付可）

- (1) 奨学金の貸与を受けた修学先の在学又は卒業を証する書類
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金貸与証明書
- (3) 対象企業の内定書の写し又は内定証明書（内定等を得ている場合。**ただし、第2期の募集期間が終了する日までに提出してください。**）

第2期募集

申請期間 **令和6年10月頃**～受付開始予定

定員 **10名**（応募が**10名を超える場合は抽選**）

申請方法 **オンライン** 終了日の当日23時59分まで

<https://www.takamatsu-iju.jp/news/entry-381.html>

郵送 終了日の当日消印有効

持参 終了日の当日17時まで



申請書類

[高松市奨学金返還支援事業補助金事前申込書（様式第1号）](#)に次の各号に掲げる書類を添えて、申請してください（オンライン申請の場合、申込書（様式第1号）は不要。添付書類は写真データ等を添付可。）。

- (1) 奨学金の貸与を受けた修学先の在学又は卒業を証する書類
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金貸与証明書
- (3) 対象企業の内定書の写し又は内定証明書

高松市奨学金返還支援事業補助金事前申込書（様式第1号）記載例

（第2期募集の郵送、持参の場合）

様式第1号（第6条関係）

（表）

令和6年〇月〇日

（宛先）高松市長

申込者 住所 〇〇県△△市1丁目2番3号
□□アパート101号室
氏名 高松 花子 ㊟

高松市奨学金返還支援事業補助金事前申込書

※朱肉を使う印鑑で押印
※自署の場合は押印不要

次のとおり補助金の交付を受けたいので、裏面の誓約事項について確認・誓約した上で、高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

申込者	住所	〇〇県△△市1丁目2番3号 □□アパート101号室		
	氏名	タカマツ ハナコ	生年月日	2002年 5月1日 (22歳)
		高松 花子		
	電話番号	080-xxxx - xxxx		
メールアドレス	xxxxx@xxxx.ne.jp			
修学状況	下記奨学金の貸与を受けた修学先	〇〇〇〇大学		
	学部・学科等	〇〇学部 〇〇学科	学年	4
	所在地	〇〇県△△市3丁目2番1号		
	卒業(予定)時期	2025年3月		
	その他の修学状況	××市立〇〇中学校 卒業 ××県立〇〇高等学校 卒業		
奨学金	名称	<input checked="" type="checkbox"/> 日本学生支援機構第一種奨学金 <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構第二種奨学金		
	借入期間	2021年4月から2025年3月まで		
	借入金額	(総額) 2,400,000円		
就職予定	内定等の状況	<input type="checkbox"/> 内定 <input checked="" type="checkbox"/> 内々定 <input type="checkbox"/> 就職活動中		
	就職予定先	(名称) 〇〇株式会社		
		(所在地) 高松市〇〇町〇丁目〇番〇号		
		(業種) 小売業		
		(従業員数) 30人		
就職予定時期	2025年4月1日			

就職予定先が対象の中小企業に該当するかは、Q&A⑭を参照

(裏)

【誓約事項】

高松市奨学金返還支援事業補助金の申込みに当たり、以下のことについて誓約します。

- 1 就職後、5年以上継続して高松市の区域内に居住する予定であること。
- 2 この申込みの日以前に、期間の定めのない雇用契約に基づき雇用されたことがないこと。
- 3 暴力団等の反社会的勢力と密接な関係を有する者でないこと。

【添付書類】

- (1) 奨学金の貸与を受けた修学先の在学又は卒業を証する書類
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金貸与証明書
- (3) 対象企業の内定書の写し又は内定証明書（内定等を得ている場合）

申請後

本市において、補助予定者及び補助金予定額を決定し、申込者へ通知します。

補助予定者決定後の変更

補助予定者決定後に、下記の変更が生じた場合は、速やかに届出をしてください。

- 届出事由**
- 1 就職予定先の変更
 - 2 内定状況の変更（不採用、内定取消、内定辞退等）
 - 3 卒業予定時期の変更（留年、休学、退学等）
 - 4 交付申請予定額の変更（他の機関等から奨学金返還の支援を受けることになったとき、返還免除等により返還すべき奨学金が減額となったとき等

届出書類 [高松市奨学金返還支援事業補助金事前申込内容変更届出書（様式第3号）](#)

添付書類 届出事由4…他の機関等から奨学金返還の支援を受けることになったことが確認できる書類の写し、減額となった奨学金返還額の返還金額が分かる書類の写し

届出方法 郵送又は持参

届出後

届出内容を審査し、変更又は取消の決定を行います。

様式第3号（第8条関係）

令和6年〇月〇日

（宛先）高松市長

住所 〇〇県△△市一丁目2番3号
□□アパート101号室
氏名 高松 花子 ㊞

※朱肉を使う印鑑で押印
※自署の場合は押印不要

高松市奨学金返還支援事業補助金事前申込内容変更届出書

令和6年〇〇月〇〇日付け高政第〇〇号で通知のあった補助予定者決定の内容について、次のとおり変更したいので、高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 変更の内容

- ①就職予定先の変更
- ②内定状況の変更
- ③卒業予定時期の変更
- ④交付申請予定額の変更 等

①は、別の対象企業に就職予定の場合は、この届出は不要。交付申請書（様式第6号）3の就業先に別の対象企業を記載

2 変更の理由

- ①対象企業に就職しないため
- ②内定とならなかったため（不採用、内定取消、内定辞退等）
- ③単位不足により、卒業見込みが立たなくなったため
- ④他の機関からも奨学金の返還支援を受けることとなったため 等

3 添付書類

（変更の内容を証する書類）

- ④他の機関が実施する奨学金の返還支援の金額が分かる書類等

①、②、③は補助予定者決定取消事由に該当するため、3の添付書類は不要
④は奨学金の返還金額の総額の1/2を超えない額の他の機関からの支援であれば、届出自体が不要。ただし、返還金額の全額の支援を受ける場合は、補助予定者決定取消事由に該当し、3の添付書類も必要

7 補助金交付申請の手続きについて

申請書類

補助予定者は、[高松市奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第6号）](#)に、次に掲げる書類を添えて、提出してください。

- (1) 返還支援の対象となる奨学金の貸与を受けた修学先の卒業を証する書類（初回申請時のみ。）
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金返還証明書

奨学金返還証明書				見本	
奨 学 生 番 号 810-**-*****					
氏 名 機 構 太 郎					
学 校 名 機 構 大 学					
(令和**年**月**日現在)					
貸 与 総 額	*, **, **円	返 還 総 額	*, **, **円		
割 賦 方 法	月賦	年 利 率	*. ****%**		
割 賦 金	*, **円	最 終 回 割 賦	*, **円		
返 還 回 数	**回	残 回 数	**回		
現 在 の 残 額	*, **, **円				
元 金	*, **, **円				
利 息	*, **円 (****年**月分まで)				
返 還 残 期 間	****年**月分 から ****年**月分 まで				
備 考	利息には、未到来月分は含んでいない。				

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和**年 **月**日

東京都中央区銀座6-18-2
独立行政法人日本学生支援機構
奨学事業戦略部長

育 英 一 郎

公印
(印影印刷)



日本学生支援機構ホームページより転記

- (3) [在職証明書（様式第7号）](#)
- (4) 住民票の写し
- (5) [誓約書兼同意書（様式第8号）](#)
- (6) [高松市奨学金返還支援事業補助金交付対象者現況届（様式第9号）](#)（初回申請時を除く。）
- (7) その他、市長が必要と認める書類

※ (2)~(4)までに掲げる書類については、申請書を提出する日以前3月以内に作成し、又は発行されたものに限る。

届出後

本市において、交付決定者を決定し、申請者へ通知。

高松市奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第6号）記載例

様式第6号（第9条関係）

令和7年〇月〇日

（宛先）高松市長

住所 高松市〇〇町〇〇〇番地〇

氏名 高松 花子 ㊞

高松市奨学金返還支援事業補助金交付申請書

※朱肉を使う印鑑で押印
※自署の場合は押印不要

令和7年度において次のとおり補助金の交付を受けたいので、高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1	補助申請額	200,000円	
2	奨学金	名称	
		返還期間	
	返還金額（総額）		
3	就業先	就業開始時期	
		事業所	（名称）〇〇株式会社
			（所在地）高松市〇〇町〇丁目〇番〇号
			（業種）小売業
			（資本金の額）10,000,000円
	（従業員数）30人		
雇用形態			

就職先が対象の中小企業に該当するかは、Q&A㊞を参照

【添付書類】

- （1） 返還支援の対象となる奨学金の貸与を受けた修学先の卒業を証する書類（初回申請時のみ。）
- （2） 独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金返還証明書
- （3） 在職証明書（様式第7号）
- （4） 住民票の写し

在職証明書（様式第7号）記載例

様式第7号（第9条関係）

令和7年〇月〇日

（宛先）高松市長

所在地 高松市〇〇町〇丁目〇番〇号
 事業所名 〇〇株式会社
 代表者名 代表取締役社長 香川 一郎
 電話番号 087-〇〇〇-〇〇〇〇
 担当者名 総務部 香川 次郎

在職証明書

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者	氏名	高松 花子
	住所	高松市〇〇町〇〇〇番地〇
勤務先	事業所名	〇〇株式会社 高松営業所
	所在地	高松市△町△丁目△番△号
	勤務地	同上
	所属部署	営業部
	電話番号	087-XXX-XXXX
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 期間の定めのない労働契約である <input type="checkbox"/> その他（ ）	
就業期間	令和7年4月1日 から 年 月 日	

高松市奨学金返還支援事業補助金の交付に関する事務のため、高松市の求めに応じて、勤務者の勤務状況などの情報を高松市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第8号(第9条関係)

誓約書兼同意書

1 誓約事項

- (1) 初めて高松市奨学金返還支援事業補助金の交付を受ける日の属する年度の初日から起算して5年以上継続して高松市に居住すること。
- (2) 高松市奨学金返還支援事業補助金に関する報告及び立入調査を高松市から求められた場合は、それに応じること。
- (3) 補助金の交付の申請の日から起算して5年間は、住所又は就業先に変更があった場合、高松市から転出をした場合その他補助対象者としての要件を満たさなくなった場合は、速やかに市長にその旨を報告すること。
- (4) 前号に該当する場合は、高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の全部又は一部を返還すること。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力と密接な関係を有する者でないこと。

2 同意事項

- (1) 補助金の適正な執行に必要な範囲内で、申請者の住民基本台帳の情報及び市税の納付状況を高松市が確認すること。
- (2) 大学生等かがわ定着促進基金条例(平成27年香川県条例第39号)により設置した基金を活用して香川県が実施する奨学金返還支援制度の支援対象者でないことの確認のため、高松市奨学金返還支援事業補助金の交付事務において得た個人情報香川県に提供すること。

高松市奨学金返還支援事業補助金の交付申請に当たり、上記のことについて誓約し、及び同意します。

令和7年〇月〇日

(宛先) 高松市長

住所 高松市〇〇町〇〇〇番地〇

氏名 高松 花子 ㊞

※朱肉を使う印鑑で押印
※自署の場合は押印不要

高松市奨学金返還支援事業補助金交付対象者現況届（様式第9号）記載例

様式第9号（第9条、第13条関係）

令和8年〇月〇日

（宛先）高松市長

高松市奨学金返還支援事業補助金交付対象者現況届

高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第13条第6項の規定により
令和8年10月1日現在の状況について、次のとおり報告します。

補助金受給者	氏名	高松 花子	生年月日	2002年5月1日
	住所	高松市〇〇町〇〇〇番地〇		
	電話番号	080-xxxx - xxxx		
	メールアドレス	xxxxx@xxxx.ne.jp		
	補助金受給期間	令和7年度 ~ 令和9年度		

就業先	事業所名	〇〇株式会社 高松営業所
	勤務先所在地	高松市△町△丁目△番△号
	就業年月日	2025年4月1日
	雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 期間の定めのない労働契約である <input type="checkbox"/> 上記以外

奨学金	名称	<input checked="" type="checkbox"/> 日本学生支援機構第一種奨学金 <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構第二種奨学金
	借入額	2,400,000円
	返還済額	159,996円
	他の機関からの返還支援	<input type="checkbox"/> あり 他の機関の名称 () 支援額 円 <input checked="" type="checkbox"/> なし

【添付書類】※補助金受給期間が終了している場合のみ

- (1) 住民票の写し
- (2) 日本学生支援機構が発行する奨学金返還証明書

8 補助金の請求について

・補助金の請求に必要な書類

交付決定者は、交付決定後、速やかに[高松市奨学金返還支援事業補助金交付請求書（様式第12号）](#)を提出してください。

→提出後、本市において、補助金を指定口座へ入金。

高松市奨学金返還支援事業補助金交付請求書（様式第12号）記載例

様式第12号（第11条関係）

令和7年〇月〇日

（宛先）高松市長

交付決定者 住 所 高松市〇〇町〇〇〇番地〇
氏 名 高松 花子 ㊟
電話番号 080-xxxx - xxxx

高松市奨学金返還支援事業補助金交付請求書

※朱肉を使う印鑑で押印
※自署の場合は押印不要

令和7年11月〇日付け高政第〇〇号により通知のあった高松市奨学金返還支援事業補助金について、次のとおり高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 200,000 円

上限額は20万円
20万円を超える額については
令和8年度以降に請求

2 振込先

金融機関	〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行・金庫 <input type="checkbox"/> 農協・漁協	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	本店・ <input checked="" type="checkbox"/> 支店 支所・出張所 店番 ()					
口座種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
口座名義人	フリガナ	タカマツ	ハナコ	高松 花子					

ゆうちょ銀行の場合は、記号・番号ではなく、振込用の店番、口座番号を記入

支援対象者本人の口座を指定

9 補助金の返還について

補助金の交付を受けた後、次のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部を返還しなければなりません。

返還の対象となる要件	返還金額
虚偽の申請であること又は居住若しくは就業の実態がないことが明らかになった場合	全額
就職の日から起算して3年未満の間に、高松市から転出又は離職した場合	全額
就職の日から起算して3年以上5年以内の間に高松市から転出した又は離職した場合	半額
現況届の提出がない場合又は居住確認のための調査等を拒否し、高松市に居住していることが確認できない場合	全額

ただし、次のいずれかに該当する場合は**除く**。

(1) 雇用企業の倒産、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他やむを得ない理由により当該雇用企業を退職した場合において、当該退職の日から3月を経過した日までの間に新たに他の対象企業の正規雇用者となった場合。この場合、[高松市奨学金返還支援事業補助金変更交付申請書（様式第15号）](#)を提出すること。

(2) 就業先が行う転勤、出向又は研修等による転出である場合。この場合、当該転出の前に、就業先が発行する[一時的に他の市区町村へ転出することの証明書（様式第13号）](#)を提出すること。

様式第15号（第15条関係）

令和〇年〇月〇日

（宛先）高松市長

住所 高松市〇〇町〇〇〇番地〇

氏名 高松 花子 ㊟

※朱肉を使う印鑑で押印
※自署の場合は押印不要

高松市奨学金返還支援事業補助金変更交付申請書

令和〇年〇月〇日付け高政第〇〇号で通知のあった高松市奨学金返還支援事業補助金の交付決定の内容について、次のとおり変更したいので、高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

- ①別の対象企業への転職
- ②交付申請予定額の変更 等

①は雇用企業の倒産、病気等のやむを得ない事情によるものである場合で、なおかつ退職の日から3か月以内に新たに他の対象企業に正規雇用として再就職した場合のみ、返還不要（Q&A㊟を参照）

②は奨学金の返還金額の総額の1/2を超えない額の他の機関からの支援であれば、届出自体が不要。返還金額の全額の支援を受ける場合は、返還必要

2 変更の理由

- ①〇〇株式会社倒産に伴う解雇のため、有限会社△△へ転職
- ②他の機関からも奨学金の返還支援を受けることとなったため 等

3 添付書類

（変更の内容を証する書類）

- ①解雇通知書、在職証明書（様式第7号）
- ②他の機関からの支援が分かる書類（決定通知書等）

一時的に他の市区町村へ転出することの証明書（様式第13号）記載例

様式第13号（第13条関係）

転出前の提出が必要

令和〇年〇月〇日

（宛先）高松市長

所在地 高松市〇〇町〇丁目〇番〇号
 事業所名 〇〇株式会社 ⑩
 代表者名 代表取締役社長 香川 一郎
 電話番号 087-〇〇〇-〇〇〇〇
 担当者名 総務部 香川 次郎

一時的に他の市区町村へ転出することの証明書

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者氏名		高松 花子
一時的 転出先 （勤務 先等）	所在地	〇〇県△△市三丁目2番1号
	事業所名	〇〇株式会社 △△営業所
	電話番号	087-XXX-XXXX
転出の理由		<input type="checkbox"/> 一時的な勤務先の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 転勤 <input type="checkbox"/> 出向 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> その他 ()
転出の予定期間		令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日
一時的な転出の内容		<input checked="" type="checkbox"/> 転出した者は、転出先での勤務後、転出前の就業先において勤務する予定であること。

就業先の転勤命令等以外の理由の場合は、補助金の返還が必要（Q&A⑩を参照）

高松市奨学金返還支援事業補助金の交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、高松市の求めに応じて高松市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

10 提出・お問合せ先

高松市政策課 「高松市奨学金返還支援制度」担当

〒760-8571 高松市番町一丁目 8-15 (高松市役所 4 階)

電話番号 : 087-839-2143 Eメール : seisaku@city.takamatsu.lg.jp

※第 1 期募集の事前申込の手続きは、オンライン申請のみとなります。本市ホームページからお申し込みください。